



人権・同和問題

～市民意識調査の結果から①～

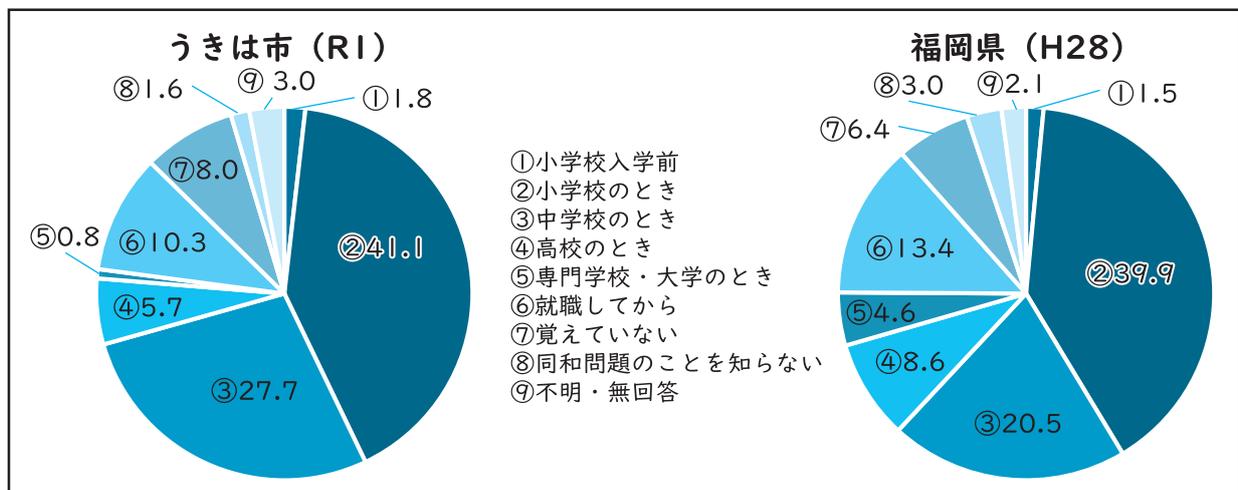
昨年度、市内の2,000人を対象に実施した、人権・同和問題市民意識調査の結果がまとまりましたので、今年度、数回に分けて結果をお伝えしていきます。

同和問題とは、日本の歴史の過程で形づくられた身分差別により、一部の人が長い間社会の中で差別を受け、今なお存在している課題のことです。平成28年には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定され、平成31年3月には「うきは市部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を改正施行しました。法律や条例にそって、市は様々な施策を実施していきます。

では、うきは市民は、同和問題について自分との関係をどうとらえているのでしょうか。「うきは市人権・同和問題市民意識調査」の回答結果から見てみます。

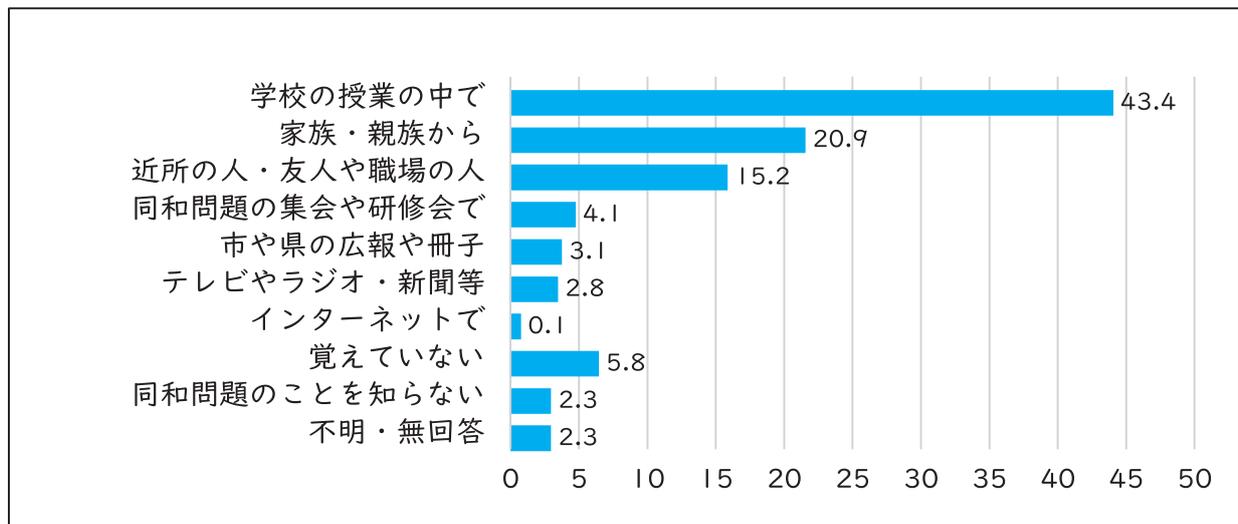
Q あなたが、同和問題を初めて知ったのはいつ頃ですか？（グラフ1）

（単位：%）



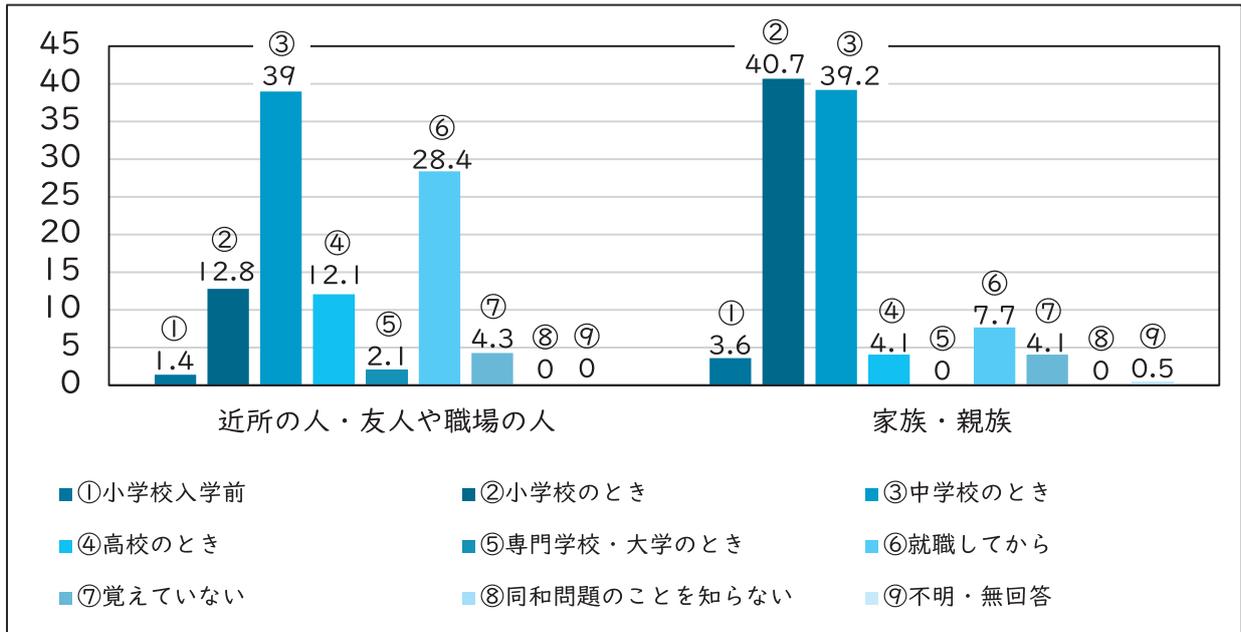
同和問題を初めて知った時期は、「小・中学校時代」が68.8%と義務教育のときに知った人が多く、次が「就職してから」の10.3%です。「同和問題のことを知らない」は1.6%で、ほとんどの人は同和問題を知っているということがわかります。

Q あなたが同和問題について初めて知ったのは誰（何）からでしょうか。（グラフ2）（単位：%）



誰（何）から知り得たかでは、「学校の授業で」が43.4%、次いで「家族・親族」「近所の人・友人や職場の人」が36.1%となっています。

Q 「同和問題を初めて知った時期」と「同和問題についての知識の提供者」（グラフ3）（単位：%）



「同和問題について初めて知った時期は」という質問と「同和問題について初めて知ったのは誰（何）からでしょうか」という質問を組み合わせると、知識の提供者が「家族・親族から」の場合、小・中学校のときに79.9%が同和問題についての知識の提供を受けています。

また、「近所の人・友人や職場の人」の場合は、「中学校のとき」が39.0%、「就職してから」が28.4%となっています。

この結果からいえることは、「同和問題を知らなければ差別しない」「同和問題を教えるから差別がなくなる」と考えていても、市民の36.1%（グラフ2より）が、「家族・親族から」「近所の人・友人や職場の人」から同和問題を知らされており、行政の教育・啓発活動や、学校教育の中での学習がなくても部落差別が引き継がれていると考えられます。

「家族・親族」や「近所の人・友人や職場の人」から知らされた場合、「科学的、歴史的、実態的な認識」に基づかないものもあると考えると、「同和問題を教えるから差別がなくなる」「同和問題を知らなければ差別しない」という考え方は、同和問題に関する正しい知識を習得できないばかりか、誤った認識を持つ人を増やすかもしれません。

●正しい知識を身に付け、行動し、差別のないまちへ

正しく学習を続けていくことが必要であり、人権に対して関心を持ち、人権問題に対して、人ごとではなく自分の問題だと考えることが重要です。

うきは市でも、市民の皆様に対して人権セミナーや地域人権学習会やまちづくり出前講座などを開催しております。差別は、人がつくったものですから、人の力でなくせるはずです。セミナーや学習会などに参加し、差別を許さない心を育み、差別のない人権のまちをつかっていく一人になりませんか。

人権擁護委員表彰

人権擁護委員は、人権を侵害された被害者の救済や人権相談活動のほか、人権尊重思想の普及高揚を図るための人権啓発活動をその職務として、地域に密着した様々な活動を行っています。

このような使命の下、多年にわたって人権擁護活動に御尽力いただいた人権擁護委員堀江 朱美様が、5月19日、福岡市で開催された福岡県人権擁護委員連合会総会において「福岡県人権擁護委員連合会会長表彰」を受賞されました。おめでとうございます。